

租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて（法令解釈通達）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第一章 石油税の還付措置関係</p> <p>第一節 租特法第 90 条の 5 ～ 第 90 条の 6 の 2 共通関係</p> <p>（用語の意義）</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 粗油 定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第 90 条の 5 第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付》に規定する「特定揮発油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油（<u>関暫法別表第一第 2710・11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)</u>に掲げるもの）をいう。</p> <p>(8) 農林漁業用 A 重油 租特法第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付》に規定する「重油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内で製造された重油（<u>関税定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)の A</u>に掲げるもの。）をいう。</p> <p>(9) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第 2710・11 号若しくは第 2710・19 号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したものと及び本邦において製造されたものをいう。</p> <p>(10)～(15) (省 略)</p> <p>第二節 租特法第 90 条の 5《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付》及び第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付》関係（「特定揮発油」の範囲）</p> <p>1 輸入した<u>関暫法別表第一第 2710・11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)</u>に掲げる揮発油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油</p>	<p>第一章 石油税の還付措置関係</p> <p>第一節 租特法第 90 条の 5 ～ 第 90 条の 6 の 2 共通関係</p> <p>（用語の意義）</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 粗油 定率法別表第 2710・00 号の 1 の(4)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第 90 条の 5 第 1 項《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付》に規定する「特定揮発油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油（<u>関暫法別表第一(A)第 2710・00 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)</u>に掲げるもの）をいう。</p> <p>(8) 農林漁業用 A 重油 租特法第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付》に規定する「重油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内で製造された重油（<u>関税定率法別表第 2710・00 号の 1 の(4)の A</u>に掲げるもの。）をいう。</p> <p>(9) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第 2710・00 号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したものと及び本邦において製造されたものをいう。</p> <p>(10)～(15) (同 左)</p> <p>第二節 租特法第 90 条の 5《石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付》及び第 90 条の 6 第 1 項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付》関係（「特定揮発油」の範囲）</p> <p>1 輸入した<u>関暫法別表第一(A)第 2710・00 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)</u>に掲げる揮発油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことか</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税が課されたものであっても、特定揮発油には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(「農林漁業用A重油」の範囲)</p> <p>7 輸入した関税定率法別表第 2710・19 号の 1 の(3)のAに掲げる重油は、課税済みの原油等を原料として国内で製造されたものには該当しないことから、石油税が課されたものであっても、農林漁業用A重油には該当しないのであるから留意する。</p> <p>第二章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第 90 条の 8《沖繩路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》、<u>第 90 条の 8 の 2《沖繩特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》</u>及び第 90 条の 9《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4) 沖繩特定離島 宮古島、石垣島及び久米島をいう。</u></p> <p><u>(5) 離島</u> その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項《指定》の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条《目的》に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び<u>沖繩振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 3 号《定義》</u>に規定する離島をいう。</p> <p><u>(6) 本土</u> 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 129 号)第 2 条第 2 項《定義》に規定する本土から離島を除いた地域をいう。</p> <p><u>(7) 沖繩路線航空機</u> 租特法第 90 条の 8 第 1 項《沖繩路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「沖繩路線航空機」をいう。</p> <p><u>(8) 沖繩特定離島路線航空機</u> 租特法第 90 条の 8 の 2《沖繩特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「沖繩特定離島路線</p>	<p>ら、石油税が課されたものであっても、特定揮発油には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(「農林漁業用A重油」の範囲)</p> <p>7 輸入した関税定率法別表第 2710・00 号の 1 の(4)のAに掲げる重油は、課税済みの原油等を原料として国内で製造されたものには該当しないことから、石油税が課されたものであっても、農林漁業用A重油には該当しないのであるから留意する。</p> <p>第二章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第 90 条の 8《沖繩路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》及び第 90 条の 9《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4) 離島</u> その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項《指定》の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条《目的》に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び<u>沖繩振興開発特別措置法(昭和 46 年法律第 131 号)第 2 条第 2 項《定義》</u>に規定する離島をいう。</p> <p><u>(5) 本土</u> 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 129 号)第 2 条第 2 項《定義》に規定する本土から離島を除いた地域をいう。</p> <p><u>(6) 沖繩路線航空機</u> 租特法第 90 条の 8 第 1 項《沖繩路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「沖繩路線航空機」をいう。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>航空機</u>をいう。</p> <p>(9) 特定離島路線航空機 租特法第 90 条の 9 第 1 項《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「特定離島路線航空機」をいう。</p> <p>(10) 一般国内航空機 租特法第 90 条の 8 第 2 項《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「一般国内航空機」をいう。</p> <p>(11) 飛行計画 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 97 条第 1 項又は第 2 項《飛行計画及びその承認》に規定する飛行計画をいう。</p> <p>(12) 航空機燃料税法 航空機燃料税法（昭和 47 年法律第 7 号）をいう。</p> <p>(13) 航空機燃料税法取扱通達 昭和 47 年 4 月 3 日付間消 4 - 13 ほか 1 課共同「航空機燃料税法の施行に伴う同法の実施について」の別冊をいう。</p> <p>（「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第 2 条第 1 号に規定する航空機」等の意義）</p> <p>2 (1) 租特法第 90 条の 8 第 1 項に規定する「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第 2 条第 1 号に規定する航空機」とは、沖縄島と本土との間の路線（以下「沖縄路線」という。）を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と本土との間又は沖縄島と離島との間の路線を航行する航空機はこれに該当しない。</p> <p>なお、航空機燃料税法第 7 条《積み込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第 8 条第 1 項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p><u>（注）沖縄特定離島と東京国際空港との間の路線（以下「沖縄特定離島路線」という。）を航行する航空機は、租特法第 90 条の 8 の 2 により、同法第 90 条の 8 の規定が準用されるのであるから留意する。</u></p> <p>(2) 租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線（<u>沖縄</u></p>	<p>(7) 特定離島路線航空機 租特法第 90 条の 9 第 1 項《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「特定離島路線航空機」をいう。</p> <p>(8) 一般国内航空機 租特法第 90 条の 8 第 2 項《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》に規定する「一般国内航空機」をいう。</p> <p>(9) 飛行計画 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 97 条第 1 項又は第 2 項《飛行計画及びその承認》に規定する飛行計画をいう。</p> <p>(10) 航空機燃料税法 航空機燃料税法（昭和 47 年法律第 7 号）をいう。</p> <p>(11) 航空機燃料税法取扱通達 昭和 47 年 4 月 3 日付間消 4 - 13 ほか 1 課共同「航空機燃料税法の施行に伴う同法の実施について」の別冊をいう。</p> <p>（「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第 2 条第 1 号に規定する航空機」等の意義）</p> <p>2 (1) 租特法第 90 条の 8 第 1 項に規定する「沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第 2 条第 1 号に規定する航空機」とは、沖縄島と本土との間の路線（以下「沖縄路線」という。）を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と本土との間又は沖縄島と離島との間の路線を航行する航空機はこれに該当しない。</p> <p>なお、航空機燃料税法第 7 条《積み込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第 8 条第 1 項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(2) 租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線のうち、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>特定離島と本土との間の路線を除く。)のうち、租特令第 50 条の 4 第 1 項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成 11 年 3 月 31 日付運輸省告示第 173 号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線(以下「特定離島路線」という。)を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第 7 条に規定する外国往来機で同法第 8 条第 1 項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」の意義)</p> <p>3 租特法第 90 条の 8 第 1 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。)に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」又は租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」とは、航空法第 100 条第 1 項《許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業(他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。</p> <p>(「旅客の運送の用に供されるもの」の意義)</p> <p>5 租特法第 90 条の 8 第 1 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。)又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「旅客の運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義)</p> <p>6 租特法第 90 条の 8 第 1 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。)又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線、沖縄特定離島路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受け</p>	<p>租特令第 50 条の 4 第 1 項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成 11 年 3 月 31 日付運輸省告示第 173 号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線(以下「特定離島路線」という。)を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第 7 条に規定する外国往来機で同法第 8 条第 1 項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」の意義)</p> <p>3 租特法第 90 条の 8 第 1 項に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」又は租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「航空法第 100 条第 1 項に規定する許可を受けた者」とは、航空法第 100 条第 1 項《許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業(他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。</p> <p>(「旅客の運送の用に供されるもの」の意義)</p> <p>5 租特法第 90 条の 8 第 1 項又は租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「旅客の運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義)</p> <p>6 租特法第 90 条の 8 第 1 項又は租特法第 90 条の 9 第 1 項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしてい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。</p> <p>(1) 沖縄路線又は沖縄特定離島路線の場合 次の飛行場</p> <p>イ 沖縄島又は沖縄特定離島に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている本土に所在する飛行場</p> <p>ロ 本土に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄島又は沖縄特定離島に所在する飛行場</p> <p>(2) 特定離島路線の場合 特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸する航空機が、離陸後最初に着陸することとしている飛行場</p> <p>(注) 飛行計画は、航空法第 97 条第 1 項又は第 2 項《飛行計画及びその承認》の規定により、飛行場から出発し、又は飛行しようとする都度に国土交通大臣の承認を受け、又は通報しなければならないこととされている。したがって、寄航地を經由して航行する場合には、最初の出発地で承認を受け、又は通報した飛行計画において明らかにした最初の着陸地とは、最終目的地ではなく寄航地となるのであるから留意する。</p>	<p>る飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。</p> <p>(1) 沖縄路線の場合 次の飛行場</p> <p>イ 沖縄島に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている本土に所在する飛行場</p> <p>ロ 本土に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている沖縄島に所在する飛行場</p> <p>(2) 特定離島路線の場合 特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸する航空機が、離陸後最初に着陸することとしている飛行場</p> <p>(注) 飛行計画は、航空法第 97 条第 1 項又は第 2 項《飛行計画及びその承認》の規定により、飛行場から出発し、又は飛行しようとする都度に国土交通大臣の承認を受け、又は通報しなければならないこととされている。したがって、寄航地を經由して航行する場合には、最初の出発地で承認を受け、又は通報した飛行計画において明らかにした最初の着陸地とは、最終目的地ではなく寄航地となるのであるから留意する。</p>
<p>(「沖縄路線航空機」の範囲)</p> <p>7 租特法第 90 条の 8 第 1 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。)の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2 の(1)に規定する航空機のうち、<u>国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機</u>で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 租特法第 90 条の 8 第 1 項に規定する航空機</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>(2) <u>租特令第 50 条の 3 各号</u>に規定する航空機</p> <p>イ~ハ (省 略)</p> <p>(3) 租特規則第 39 条の 8 各号《<u>沖縄路線航空機の範囲</u>》に規定する航空機</p> <p>イ~ホ (省 略)</p> <p>(4) 沖縄路線航空機の範囲を図示すると、別表 1 のとおりである。</p>	<p>(「沖縄路線航空機」の範囲)</p> <p>7 租特法第 90 条の 8 第 1 項の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2 の(1)に規定する航空機のうち、<u>沖縄路線の免許を受けた定期航空運送事業を行う者又は不定期航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機</u>で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 租特法第 90 条の 8 第 1 項に規定する航空機</p> <p>イ・ロ (同 左)</p> <p>(2) <u>租特令第 50 条の 3 第 2 項各号</u>に規定する航空機</p> <p>イ~ハ (同 左)</p> <p>(3) 租特規則第 39 条の 8 各号《<u>沖縄路線航空機の範囲</u>》に規定する航空機</p> <p>イ~ホ (同 左)</p> <p>(4) 沖縄路線航空機の範囲を図示すると、別表 1 のとおりである。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) <u>1</u> 別表 1 の沖縄路線航空機に「含めるもの」に該当する場合は、該当する場合ごとにその理由等を帳簿等に記載するよう周知する。</p> <p><u>2</u> 租特法第 90 条の 8 の 2 において同法第 90 条の 8 の規定が準用される場合においては、本条中「沖縄島」とあるのは「沖縄特定離島」と、「本土に所在する飛行場」とあるのは「東京国際空港」と読み替えるものとする。</p>	<p>(注) 別表 1 の沖縄路線航空機に「含めるもの」に該当する場合は、該当する場合ごとにその理由等を帳簿等に記載するよう周知する。</p>
<p>(「特定離島路線航空機」の範囲)</p> <p>8 租特法第 90 条の 9 第 1 項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2 の(2)に規定する航空機のうち、<u>国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機</u>で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p>	<p>(「特定離島路線航空機」の範囲)</p> <p>8 租特法第 90 条の 9 第 1 項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2 の(2)に規定する航空機のうち、<u>特定離島路線の免許を受けた定期航空運送事業を行う者又は不定期航空運送事業を行う者が行う旅客の運送の用に供する航空機</u>で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p>
<p>(沖縄路線航空機、<u>沖縄特定離島路線航空機</u>又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)</p> <p>9 租特法第 90 条の 8 第 2 項、第 3 項(<u>同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。</u>)又は同法第 90 条の 9 第 2 項から第 5 項に規定する「一般国内航空機となる時」、「<u>沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機</u>となる時」又は「特定離島路線航空機となる時」とは、飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「<u>沖縄路線航空機</u>」、「<u>沖縄特定離島路線航空機</u>」又は「特定離島路線航空機」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。</p> <p>なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。</p>	<p>(沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)</p> <p>9 租特法第 90 条の 8 第 2 項、第 3 項又は同法第 90 条の 9 第 2 項から第 5 項に規定する「一般国内航空機となる時」、「<u>沖縄路線航空機</u>となる時」又は「<u>特定離島路線航空機</u>となる時」とは、飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「<u>沖縄路線航空機</u>」又は「<u>特定離島路線航空機</u>」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。</p> <p>なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。</p>
<p>(外国往来機が<u>沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機</u>又は特定離島路線航空機となる場合等の取扱い)</p> <p>10 (1) 租特法第 90 条の 8 第 4 項(<u>同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。</u>)</p>	<p>(外国往来機が<u>沖縄路線航空機</u>又は<u>特定離島路線航空機</u>となる場合等の取扱い)</p> <p>10 (1) 租特法第 90 条の 8 第 4 項及び<u>租特法第 90 条の 9 第 6 項</u>の規定は、航空機燃料税法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>及び同法第 90 条の 9 第 6 項の規定は、航空機燃料税法第 7 条に規定する外国往来機 で有償の国内運送の用に供されていない外国往来機を<u>沖縄路線航空機、沖縄特定離島 路線航空機又は特定離島路線航空機</u>として使用するため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 25 条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定により税関へ届け出た時に適 用する。</p> <p>(2) <u>沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機</u>又は特定離島路線航空機が有償の国内運 送の用に供されない外国往来機となる場合には、航空機燃料税法第 13 条《取卸しと みなす場合》及び同法第 12 条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》の規定が適 用されることとなるが、当該規定は、<u>沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機</u>又は 特定離島路線航空機を有償の国内運送の用に供されない外国往来機として使用する ため、関税法第 25 条の規定により税関へ届け出た時に適用する。</p> <p>この場合、航空機燃料税法第 12 条第 1 項の規定により控除する金額は、当該航空 機に現存する航空機燃料につき、租特法第 90 条の 8 第 1 項又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する税率により計算した金額による。</p> <p>(積込数量の測定等)</p> <p>1 1 <u>沖縄路線航空機、沖縄特定離島路線航空機</u>又は特定離島路線航空機に積み込まれた航 空機燃料の数量測定等については、航空機燃料税法取扱通達 8《第 10 条《課税標準》関 係》に規定する方法によること。</p> <p>(みなし積込数量等の測定等)</p> <p>1 2 租特法第 90 条の 8 第 2 項、第 3 項(同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含 <u>む。)</u>及び同法第 90 条の 9 第 2 項から第 5 項に規定する取卸しされたものとみなし、かつ、 積み込まれたものとみなす航空機燃料の数量測定等については、次によること。</p> <p>(1) 数量測定の時期及び方法は、各項の規定により当該航空機が一般国内航空機、<u>沖縄路 線航空機、沖縄特定離島路線航空機</u>又は特定離島路線航空機となる時等において、原則 として当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計により当該航空機に現存する航空</p>	<p>第 7 条に規定する外国往来機で有償の国内運送の用に供されていない外国往来機を 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機として使用するため、関税法（昭和 29 年法 律第 61 号）第 25 条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定により税関へ届け出た時 に適用する。</p> <p>(2) 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機が有償の国内運送の用に供されない外国 往来機となる場合には、航空機燃料税法第 13 条《取卸しとみなす場合》及び同法第 12 条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》の規定が適用されることとなるが、 当該規定は、<u>沖縄路線航空機</u>又は特定離島路線航空機を有償の国内運送の用に供され ない外国往来機として使用するため、関税法第 25 条の規定により税関へ届け出た時 に適用する。</p> <p>この場合、航空機燃料税法第 12 条第 1 項の規定により控除する金額は、当該航空 機に現存する航空機燃料につき、租特法第 90 条の 8 第 1 項又は同法第 90 条の 9 第 1 項に規定する税率により計算した金額による。</p> <p>(積込数量の測定等)</p> <p>1 1 <u>沖縄路線航空機</u>又は特定離島路線航空機に積み込まれた航空機燃料の数量測定等に ついては、航空機燃料税法取扱通達 8《第 10 条《課税標準》関係》に規定する方法によ ること。</p> <p>(みなし積込数量等の測定等)</p> <p>1 2 租特法第 90 条の 8 第 2 項、第 3 項及び租特法第 90 条の 9 第 2 項から第 5 項に規定す る取卸しされたものとみなし、かつ、積み込まれたものとみなす航空機燃料の数量測定等 については、次によること。</p> <p>(1) 数量測定の時期及び方法は、各項の規定により当該航空機が一般国内航空機、<u>沖縄路 線航空機</u>若しくは特定離島路線航空機となる時等において、原則として当該航空機の操縦 室に備え付けられた燃料計により当該航空機に現存する航空機燃料の数量を測定する方</p>

改 正 後	改 正 前
<p>機燃料の数量を測定する方法とする。</p> <p>この場合において、当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計と連動した燃料計（同一の数値を示すものに限る。）が操縦室以外に備え付けられている場合は、当該燃料計により測定した数値によることとして差し支えない。</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(課税標準及び税額の申告)</p> <p>1 3 沖縄路線航空機、<u>沖縄特定離島路線航空機</u>又は特定離島路線航空機に係る航空機燃料税法第 14 条《課税標準及び税額の申告》に規定する申告書の提出については、次によること。</p> <p>(1) 租特法第 90 条の 8 第 5 項、<u>同法第 90 条の 8 の 2</u>又は同法第 90 条の 9 第 7 項に規定する沖縄路線航空機、<u>沖縄特定離島路線航空機</u>又は特定離島路線航空機に係る航空機燃料税法第 14 条に規定する申告書は、別紙様式 16「平成 年 月分航空機燃料税納税申告書」による。</p> <p>(2) 租特法第 90 条の 8 第 2 項、第 3 項(<u>同法第 90 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。</u>)、<u>同法第 90 条の 9 第 2 項から第 5 項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 15 号)附則第 34 条第 2 項から第 4 項</u>の規定が適用され、航空機燃料が取卸しをされたものとみなされる場合は、別紙様式 17「航空機燃料税取卸控除(還付)税額計算書」を別紙様式 16 に添付する。</p> <p>(3) 税率の異なるごとに区分した合計数量及び税率の異なるごとに区分した課税標準数量に対する航空機燃料税額の端数計算については、航空機燃料税法取扱通達 11《第 14 条《課税標準及び税額の申告》関係》に規定する方法を準用する。</p>	<p>法とする。</p> <p>この場合において、当該航空機の操縦室に備え付けられた燃料計と連動した燃料計（同一の数値を示すものに限る。）が操縦室以外に備え付けられている場合は、当該燃料計により測定した数値によることとして差し支えない。</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p> <p>(課税標準及び税額の申告)</p> <p>1 3 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機に係る航空機燃料税法第 14 条《課税標準及び税額の申告》に規定する申告書の提出については、次によること。</p> <p>(1) 租特法第 90 条の 8 第 5 項又は租特法第 90 条の 9 第 7 項に規定する沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機に係る航空機燃料税法第 14 条に規定する申告書は、別紙様式 16「平成 年 月分航空機燃料税納税申告書」による。</p> <p>(2) 租特法第 90 条の 8 第 2 項、第 3 項、<u>租特法第 90 条の 9 第 2 項から第 5 項、改正法附則第 39 条第 2 項から第 4 項及び同附則第 40 条第 2 項</u>の規定が適用され、航空機燃料が取卸しをされたものとみなされる場合は、別紙様式 17「航空機燃料税取卸控除(還付)税額計算書」を別紙様式 16 に添付する。</p> <p>(3) 税率の異なるごとに区分した合計数量及び税率の異なるごとに区分した課税標準数量に対する航空機燃料税額の端数計算については、航空機燃料税法取扱通達 11《第 14 条《課税標準及び税額の申告》関係》に規定する方法を準用する。</p>